

安東会長記者会見要旨

日 時：平成 19 年 6 月 19 日（火）午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分

場 所：J A S D A Q プラザ記者会見場

出席者：安東会長、渡辺副会長、増井副会長

冒頭、渡辺副会長から自主規制会議の審議事項等の概要について、増井副会長から証券戦略会議の審議事項等の概要について、それぞれ説明が行われた後、大要次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

会長就任から 1 年が経過したが、この 1 年間にはいろいろなことがマーケット及び業界の中であったと思うが、振り返っての感想と今後の協会における課題をお聞かせいただきたい。

（安東会長）

昨年 7 月の会長就任に際して、私からは、「『貯蓄から投資へ』の流れを定着・促進させていくため、躍動感に満ちた活力ある証券市場の基盤整備を着実に行うこと」及び「国民が安心して証券市場を利用することができるように、『公正で透明性が高く、信頼のできる証券市場』を確立すること」の 2 つの大きな課題に取り組む旨を申し述べたところである。これに関して、これまでどのように取り組んできたか、そして、今後の取り組み方を含めて、お話をさせていただく。

1．今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会への対応

「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとし、投資家から信頼される市場の構築、国際競争力の強化等を図る観点から、本年 1 月、「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会」を設置し、4 月末に「国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革 - 中間報告 - 」を取りまとめ、公表した。

報告書では、わが国の安定した経済成長を維持し、今後の超高齢化社会のもとでも、国民一人ひとりの豊かな生活を実現していくためには、多くの国民が安心して投資を行うことができる世界最高水準の金融・資本市場を確立することを目指すべきであり、そのためには、例えば、

わが国の個人金融商品に占める投資商品の保有割合を、現在の 10% 台から欧米並み（30% 程度）に引き上げるという目標を掲げた。その具体的施策としては、海外に対する日本市場のプロモート活動、日本版「ベター・レギュレーション」の促進、金融取引税制の改革を始めとする投資環境の整備など、項目は多岐に亘っている。このうち、本協会及び業界が自ら取り組むべきものについては、広く意見を取り入れつつ、今後の実施スケジュールを整理した「工程表」を作成し、スピード感をもって、引き続き、取り組む所存である。

2．証券税制への対応

ご承知のとおり、上場株式等の配当金及び譲渡益に係る軽減税率 10% の特例措置が 1 年間延長された。優遇税制の果たしてきた役割が十分に理解を得られたものと考えているが、1 年という期間は長期的措置とはいえ、我々としては、早急に証券税制の今後のあり方について、その考え方を明確に示す必要があると考えている。

現在、本協会の中に内外の有識者をメンバーとした、「金融取引税制のあり方に関する検討ワーキング」を設置し、金融所得課税の一体化に向けての具体案の策定を中心に検討を重ねている。今後、具体案が取りまとめ次第、積極的に関係各方面への提言等を行って参る所存である。

3．証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会（いわゆるオペ懇）への対応

昨年 6 月末、「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が取りまとめた論点整理のうち、本協会に対して検討要請のあった項目は大きく分けて全部で 13 項目あったが、短期・中期的な検討期間を考慮したうえで、緊急性を有するものから順次検討を開始し、このうち、6 項目について、検討が終了し、順次実施されているところである。特に、引受け等の審査の強化に関しては、新規上場・既上場銘柄等について、審査項目の追加、審査の適正性に関する社内管理体制等について、また、第三者割当による MSCB の引受け等における留意事項を取りまとめ、どちらも、7 月から改正後の規則が施行されることとなっている。なお、MSCB の検討の過程では、規制をするのは適当ではないのではないか、との意見もあったと聞いているが、発行会社に対する証券会社のチェック機能の発揮を通じて、証券市場への信頼性の確保を図る必要があるため、適

切な対応ができたと考えている。

また、反社会的勢力に関する情報の集約・共有等への対応に関しては、すでに「証券保安連絡会」を設置して具体策の検討を行っているが、更に、今年度中には3分の2を超える都道府県で「証券警察連絡協議会」を設置し、警察当局との連携・強化を図ることとしている。

今後も引き続き、内部者情報のデータベースの構築、倫理規定のあり方などの残された課題について、鋭意検討を重ね、具体策を取りまとめる所存である。

4．監査機能の充実への対応

昨年度、本協会に新規入会した証券会社は33社と過去最高であった。その行う業務内容とも相まって、会社の規模や人員構成を含めた社内体制はマチマチであるため、本協会としては、証券業を遂行するのに適切かどうか、常にチェックする必要がある。

このため、昨年度（18年4月～19年3月）は全体で98社の証券会社に対して監査を実施したが、このうち、25社については、特にその社内体制の状況を把握するため、新規加入会員に対する「初回監査」を実施した。また、併せて、加入審査の充実を図るため、専門調査会を設置している。

一方、投信販売の好調を受け、特別会員からも、証券会社と同様の監査手続きを望む声があることから、今後、監査のあり方について検討を進めて参る所存である。

5．金融商品取引法の施行に向けた対応

本協会では、先般、金融庁から公表された金融商品取引法の関係政令案・内閣府令案等に対して、800を超える意見を提出したところである。同法の施行は9月中と聞いているが、会員・特別会員にとっては、限られた時間の中で、新しい規制に対応するため、顧客交付書面の整備、システム対応などを行う必要がある。ついては、所要の緩和的措置や経過措置を是非ともお願い申し上げる次第である。

また、本協会は、金商法の施行に伴い、認可金融商品取引業協会として活動することとなる。このため、今まで以上に自主規制機関としての機能と責務を深く認識し、メンバーシップや自主規制の適用範囲を含め

た本協会のあり方について、引き続き、検討を行い、協会員及び金融・証券市場に対する投資者の信頼性の維持・向上に努めて参る所存である。

6 . その他

その他、ここでは詳しくは申し述べないが、「金融証券教育」の一層の推進、株券電子化に関する周知・広報、円滑な移行への実務的対応、証券市場 BCP への対応などがあるが、これらについても、引き続き、積極的に対応して参る所存である。

以上、長々と申し上げたが、この 1 年間で市場を取り巻く出来事として、新商品が生まれたり、新会社が立ち上がったたり、海外からの参入、また今までなかったようなことが日本で起きるなど、常に変化し続けている。しかし、根幹にあるのは、安心して市場を利用できるという信頼感のある市場、活力に満ちた市場を疎外するようなことについてはきちんと対応すべきということである。これは、今発生している個別的な話を指しているわけではない。いろいろと目標を掲げてきたことは達成してきたが、とはいえ、また新たにいろいろなことが発生するのが、この資本市場の常である。機動性、スピード感、柔軟性を発揮していきたい。

(記者)

先般、金融審議会において銀行と証券の垣根の見直し等を含めた東京市場の国際競争力強化について中間論点整理がまとめられたが、会長の感想を伺いたい。

(安東会長)

銀・証問題、要するに規制緩和という話だと思うのだが、証券会社のサイドでいえば例えば外資系証券、いわゆるグループ本社が海外にあるユニバーサルバンク形態の会社では顧客情報の共有や役員兼務が普通に行われているが日本でこれが行えないのはおかしいので、これを何とかできるようにしてほしいということであろうかと思う。銀行でいえばメガバンク、メガバンクは実質ホールディングなので、傘下に証券会社を持っており、本来証券会社が行える機能を持ち株会社としては十分に発揮できるわけだが、銀行が直接行った方が効率的であるという部分もあろうかと思う。しかし、その部分が優越的地位の濫用や利益相反問題

等を引き起こすリスクが大きい。また、地方証券や中小証券には、日本において依然として相対的に地位の高い銀行が直接証券業務を行うことに対してかなり抵抗感があるのも事実であろう。

米国では 1992 年にグラス・スティーガル法が緩和されてからいろいろな金融犯罪や株主代表訴訟などが起き、当初、合理的・効率的だったことによって、逆に自らが苦しめられたというケースが何本もあった。先立ってニューヨークに赴いた際に聞いてきたことだが、現在、証券と銀行を兼務する役員はいない。なぜならば訴訟リスクなどがあることからその怖さが分かっているためである。今の世の中の流れは規制緩和であり、それによって様々な改革が実現できたのは事実であるが、顧客情報の共有であるとか、コスト削減などの理由があるにせよ、これを行うことによるルールが明確になっていない中で、いわゆる証取法 65 条がなくなっていいのか、あるいはなくすことによる弊害を防止するための明確なルールを設けなくていいのかということが言える。我々はどういった議論が開始されたということを全面的に否定しているわけではないが、米国の例をきちんと検証するなどして、日本に合うルールを確立してから議論していただきたい。

（記者）

先日、日証協の特別会員である三菱東京 UFJ 銀行が投信販売において行政処分を受けた。銀行による投信販売が全体の過半を占めている現状や郵政公社の存在もこれから高まっていくなか、「貯蓄から投資へ」という流れの中の主力商品である投信の販売でこうしたことが起こったことについて、どう思われるのか。また、特別会員に対する監査のあり方についても伺いたい。

（安東会長）

三菱東京 UFJ 銀行が不適切な投信販売で行政処分を受けたことに関しては、一言で言えば残念である。事務処理での誤りならば、本来であれば取消しを行い原状回復すれば良いところを、（事務処理ミスの扱いとせずに）菓子折りを持って謝りに行くというような対応が 100 件近くあったということのようである。投資信託の販売に対しての基本をもう一度（社内で）教育していただきたい。

特別会員に対する監査は、その監査計画や実施要領は日証協で作成し

ているが、実際の監査を都市銀行や信託銀行であれば全銀協に委託している。これによって監査が甘くなるということはないが、このようなケースが発生することなどを踏まえると、監査の精度を更に高める必要があると考える。協会としては、同行に対して今回の行政検査で指摘された事項について、事実確認のために必要な書類の提出を求めており、行為の不適切性、適用法令等について審査を行い、会社に対する処分案を検討することとなる。

（記者）

来週から3月期決算の会社の株主総会が本格化するが、例年以上に株主提案が増えているようである。また、ブルドッグソースを筆頭に買収防衛策を導入するという企業も増えているが、こうした株主提案の増加や買収防衛策導入の動きに対して、会長の所見を伺いたい。

（安東会長）

一般論で言えば、公開市場においてそういった買収等の話が起きるのは、常にあり得ることである。投資ファンドにも、アクティビスト・ファンドやバイアウト・ファンドなどいろいろなスタイルがある。欧米や日本の機関投資家も様々な株主提案を行い、あるいは提案された件についてイエス、ノーを出してくる。既存の株式持ち合いが解消され、まだ世界では低いレベルだが、各社において20%程度の配当性向、増配を意識した動きが出てきていることは株主にとって決して不快なことではないであろう。また、M&Aにより株価が上昇し、キャピタルゲインが享受できるといったこともあり、目線を何処に置くかによって話の論点も変わってくる。買収防衛策に対しては企業が様々な努力をしているわけであり、その努力を否定するわけではないが、原点というか、経営者にとって株主価値を高めるといえることは何なのかということをやより身近に感じていただいて対峙していただくのが良いと思う。

（記者）

政府の都市再生本部が国際金融拠点の機能強化を発表して、年内を目途に重点的な再開発等の具体案を決めるようだが、協会として何か政府に求めていくことはあるのか。例えば、この兜町という地域は現状「都市再生緊急整備地域」に指定されていないが、指定を受けるようなこと

を業界として求めていくのか。

（安東会長）

金融・資本市場の問題について、政府でもかなり積極的な発言をしていただいております、特に金融大臣などは東京のシティー化を謳われている。先日発表された「世界の 46 金融都市の競争力番付」では東京は 9 位と良くない。香港が 3 位、シンガポールが 4 位ということからも、これは単に地理的な要因だけではなく、もちろん言語の問題もあるかと思うが、国全体で取り組む姿勢というのがなかったことも事実で、そうした中で魅力ある東京の将来を見据えた市場環境を考えるということは、とても良いことだと思う。とはいえ、今、私どもが何か動いているとか要望しているとかの段階ではない。そういう話が早く具体的にくると良いと思う。

（記者）

今日発表の証券外務員の資格試験の一時中断の件について。金商法施行が 9 月目途といわれているこの時期に、資格試験が 1 ～ 2 ケ月間中断するとなると、受験を考えている方に相当な不利益が及ぶのではないかと思うのだが、実際に資格試験が再開できる目途というのがどうして立っていないのか。何ヶ月中断するというのがなぜ出せないのか。再開後相当数の受験者が増えることになると思うが、そういうことへの対応を考えているのかどうか伺いたい。また、そもそもテキストがないと試験ができないという理由がちょっと良く分からないので、説明していただきたい。

（渡辺副会長）

まず、日程の目途だが、外務員等資格試験については 1 ヶ月の中断を予定している。内部管理者責任者資格試験は内容が複雑かつ難しい試験で、これを受験する方も限られることから、こちらは準備の都合等があり最大 2 ヶ月ほど中断すると思っている。問題は大量受験が予想される外務員試験の方であるが、これについては、まず第一に、試験中断の前に大量の受験者が来ると考えられるため、その方々を完全に吸収できるように少し試験の頻度を上げるとか、普段より収容力を上げるとか、そういう肌理の細かい対応をきちんとしていくことを考えている。また、受験再開後には、待っていた方が当然普段よりも多く来られるだろうと

ということで収容力に問題が生じないように対応したいと思っている。

次に、テキストができてないと試験が受けられないのかということだが、ご質問のとおりで、教科書ができていなくても試験を実施すべきという案も考えたのだが、その場合は受験者が独学で金商法令を勉強することになる。一方でテキストを何ヶ月もかけて勉強するという今までの受験者の勉強パターンがあるわけで、受験される方々も多分そうした勉強方法を想定していると思う。また、各社の社内研修で対応するというケースも考えられるが、その場合は専用の研修を組織できるような力のある会社に属している方と、中々そこまで手が回らないというか、そこまで組織できない会社の方で差が生じてしまうこともある。そこは構わないのだという考え方もあろうが、あまり差がつくのもどうかというように両論あり、議論した結果、日証協としては受験者の通常の勉強パターン、会社毎の研修プログラムの作成・実行力の点で大きな差が生じない方がいいのではないかということから、最小限の中断期間として1ヶ月とした。これより縮めようとするとう無理が生じてテキストを作っても勉強する時間が殆どとれないということもあり、また、試験問題についてもきちんと精査して出したいということがあるので、必要最小限として1ヶ月は中断期間を取らざるを得ないという判断に至ったわけである。

（記者）

そもそもどうしてテキストを作るのが遅れているのか。

（渡辺副会長）

遅れているというか、まだテキストを作成できないという状態である。何故作成できないのかというと、金商法とその細目である政令・内閣府令、自主規制規則が試験問題の出題範囲であり、法律は既に公布されているので内容は分かっているわけだが、政令・内閣府令については、まだ公布されていない、つまり確定していない。ただ大体の内容は分かるので暫定作業はできるが、確定には至らない。当然のことながら政令・内閣府令が確定しないと自主規制規則も同様に暫定作業はできるが完全には固められない。（政令案・内閣府令案の）パブリックコメントを受けて、今公表されている政令案・内閣府令案から修正が生じた場合には、暫定作業をしているところに修正作業が加わってくるので負荷が

大きくなる。また、期間的にみて、仮に7月の中旬位に政令・内閣府令ができると、それを受けて日証協の自主規制規則を1ヶ月の突貫作業で改正しても8月中旬位になってしまう。それからテキストを作成していく作業をしてもそれなりに時間がかかる。ぎりぎり金商法の施行時位にやっとテキストができると勉強の時間が全くない状態になってしまう。(仮に試験を中断せずに実施する場合は)そういう事態を想定して各社において社内研修を組織をすとか、あるいは金商法について散在しているソースからいろいろな情報を集めて独学で勉強していくということになるわけであり、我々としては外務員試験に対して、そこまで要求するものではないのではないか、と考えたわけである。

(記者)

個別銘柄の話になってしまうが、OHT株を巡る取引で証券会社に未回収金が発生しているという話がある。オペ懇で掲記された項目にもいわゆる不審顧客のデータ管理みたいな話があったかと思うが、個人情報保護法などの関係で難しいということで、現状では防ぎようがないというものなのか、それとも証券会社の与信管理とか情報が集約されているはずの取引所の対応とかでできることがあったけれども起きてしまったことなのか、この辺りをどのようにみているのか。

(安東会長)

本件について、数社から内容を聞いているが、現状、証券会社の具体的な被害額とかが把握できておらず、今回の事件の全容はまだよく分からない。どういう方が取引をしていたのか、報道でもいろいろな話が出ており、借名口座があるなど書かれていたが、事実が分からない。したがって、今、どこが悪いのかということも中々言いにくいものがある。ただ言えることは、複数に亘る証券会社が結果的に被害を受けたということであるならば、何等かの証券会社サイドの顧客管理の問題等があるかも知れないということである。これ以上は踏み込んで言いにくい話だと思う。

以 上